

保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

【保安規定の変更内容について】

高浜発電所1号機から4号機の原子炉設置変更許可[新規制基準適合性に係る申請] (2016. 4. 20許可) 等の内容を反映。
主な変更内容は下表のとおり。

保安規定の構成	主な変更内容
総則	－
品質保証	－
保安管理体制	－
運転管理	○火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波、竜巻等）および有毒ガス発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載を1、2号機にも適用。 ○重大事故等発生時、大規模損壊発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載を1、2号機にも適用。 ○1号機から4号機の対応に必要な重大事故等対策要員の確保、確保の見込みが立たないと判断した場合に原子炉停止操作を実施する等の措置について記載。 ○1、2号機の電源車や送水車等、全ての重大事故等対処設備（約170設備）の運転上の制限について追記。 ○重大事故等発生時の対応操作等の訓練の実施項目について1、2号機にも適用。
燃料管理	－
放射性廃棄物管理	－
放射線管理	－
施設管理	○保全対象範囲に、1、2号機の全ての重大事故等対処設備（約170設備）を追加。
非常時の措置	○1、2号機の原子炉主任技術者を原子力防災組織図に追記。
保安教育	－
記録および報告	－
附則・添付	○異常時の運転操作基準に1、2号機の重大事故対応を追記。 ○火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準について1、2号機にも適用。 ○津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用事項を追記。 ○重大事故等および大規模損壊対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準について1、2号機にも適用。